

学校図書館 サービス論

現場からの報告

後藤 敏行

樹村房

序 文

学校司書は、学校図書館法（1953（昭和28）年制定）6条において「学校図書館の運営の改善及び向上を図り，児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため，専ら学校図書館の職務に従事する職員」と定められるものである。2014（平成26）年の改正によって，同法に初めて位置づけられた。

学校司書の資格・養成などのあり方について一定の指針を得るために，2015年に設置された「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」は、『これからの学校図書館の整備充実について（報告）』（2016年）¹の中で，学校司書が学校図書館で職務を遂行するに当たって履修していることが望ましいものとして，10科目20単位から成る学校司書のモデルカリキュラムを示した。

モデルカリキュラムでは，ほとんどの科目が司書や教職課程，司書教諭の資格取得のための科目と読み替え可能である（＝司書や教職課程，司書教諭の資格取得のための科目の一部ずつを履修すれば，モデルカリキュラムの科目を履修したことになる。ただしそれらの科目は，モデルカリキュラムが定める内容を含んだものでなければならぬ²）。そうでない唯一の科目が「学校図書館サービス論」であり³，学校図書館における児童生徒や教職員へのサービスの考え方，各種サービス活動

1 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議『これからの学校図書館の整備充実について（報告）』2016年，36p.http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/10/20/1378460_02_2.pdf，（参照 2018-07-08）。

2 上記脚注1の文献，および次の文献を参照。
小田光宏「学校司書モデルカリキュラム運用における課題」『図書館雑誌』2017年，vol. 111，no. 7，p. 432-435。

3 ただし厳密には，本科目は司書資格の科目の選択科目「図書館基礎特論」または「図書館サービス特論」として開講することが可能であるとされている（上記脚注1の文献 p. 20）。そのため，「司書の資格取得のための科目を履修した結果，本科目を履修したことになった」という場合はありうる。

についての理解を図ることをねらいとしている。

本書は、同科目の教科書・参考書になることを意図している。また、現職の学校司書や学校関係者、および他館種の図書館員が、学校図書館サービスについて改めて学び、考える一助にもなるはずである。

本書の特色は、既存のさまざまな文献の議論やデータだけでなく、計6人の現職の学校司書や教員に対して行った取材に基づき、学校図書館の実務の実際を反映している点にある（各位の発言は、個人の意見や経験であり、勤務校を代表するものではない）。

そのこともあって、本書は、「絵に描いたような理想的な学校図書館」を夢想するものではない。リアルな学校図書館サービス——予算や時間、人的リソースの制約がある中で、現場の学校司書たちは何をしているか、何をしたいと思っているか、何をできるか、何をすべきか——を述べるものである。

本書の位置づけに関して、さらに明記しておく。モデルカリキュラムの中でも、「学校図書館サービス論」のテキストは、書こうと思えばどこまでも細部まで書けてしまう。悩ましいところだったが、本書は、抽象的なサービス論と現職者用の実務マニュアルの、いわば中間を取ることにした。学生だけでなく現職者も本書は対象読者にしている旨を上で述べたが、左記のとおり、業務マニュアルとは趣旨が異なるので留意してほしい。

本書は、基本的にはモデルカリキュラムに準拠しているが、「教職員への支援」の単元は「児童生徒への学習支援」の章に収めた。教員への学校図書館利用のガイダンス（本書第4章1）、教員とのコミュニケーション（本書第4章2）、教員からの資料相談（本書第5章3）など、関連する話題を論じた箇所がほかの章にもある。また、「学校図書館の環境整備」と「広報・渉外活動」の単元をまとめてひとつの章にした。

第2章、第5章、第6章、第7章、および終章の「学校司書をめざす人へ」の章末に演習問題を設けた。読者が自主的に取り組む、授業担当者が大学の講義内で課す、あるいは演習問題の中からいくつかを取り上げて期末レポート課題にするなど、必要に応じて活用してほしい。

取材の進め方は次のとおりであった。すなわち、2017年7月から9月に、出

版社の編集者に同行いただき、著者が各学校を直接訪問し、さまざまな資料・統計や学校図書館の施設・設備などを確認しながら、「学校図書館サービス論」の各項目について取材協力者に実務の實際を伺った。

本書の執筆に当たり、ご多用の折、取材をお引き受けくださった方々、ならびに関係各位に心から御礼申し上げます（以下、所属などは取材実施時点、または写真提供時点）。

相澤めぐみ 様（荒川区立第六瑞光小学校 学校司書、日本学校図書館学会 研究連携委員）

尾崎友絵 様（西東京市立ひばりが丘中学校* 学校司書）

*2017年度 子供の読書活動優秀実践校

2016年度 東京都言語能力向上拠点校

清水由紀乃 様（杉並区立井荻中学校* 学校司書）

*2015年度 子供の読書活動優秀実践校

2012～2014年度 東京都言語能力向上推進校・拠点校

石黒順子 様（埼玉県立越ヶ谷高等学校* 学校司書、日本図書館協会学校図書館部会幹事）

*2014～2016年度 学校進学力パートナーシップ推進事業指定校（ビブリオバトルの活用など）

小滝義浩 様（東京都立墨東特別支援学校* 副校長）

生井恭子 様（東京都立墨東特別支援学校* 主任教諭）

*2016年度 文部科学大臣優秀教職員表彰校（読書活動の実践）

2015年度 子供の読書活動優秀実践校

2012～2014年度 東京都言語能力向上拠点校

木下通子様（埼玉県立浦和第一女子高等学校 学校司書）には、ブックコート（ブッカー）の写真（本書第2章4）、LibraryNAVI（ライブラリー・ナビ）の写真（本書第5章「パスファインダーなど」）をご提供いただきました。

埼玉県立春日部女子高等学校様、新潟市立図書館様には、それぞれ、

LibraryNAVI の写真，パスファインダーの写真（本書第5章「パスファインダーなど」）の掲載をお認めいただきました。

前著『学校図書館の基礎と実際』に引き続き，本書の企画から出版まで，樹村房の大塚栄一様，石村早紀様には，的確なアドバイス，激励，お心遣いを頂き，多大なお世話になりました。

皆様に心から感謝申し上げます。

2018年9月

後藤敏行

目次

序文 iii

第1章 学校図書館サービスの考え方と構造 —————1

1. 本書の守備範囲1
2. 学校図書館サービスの多面性3

第2章 学校図書館の環境整備, 広報・PR 活動 —————6

1. 利用案内6
2. 配架16
3. 展示・掲示21
 - (1) 展示・掲示の具体例 21
 - (2) 展示・掲示の工夫, 留意点 38
4. 修理39
5. 広報・PR 活動42
 - (1) 学校図書館便り 43
 - (2) ウェブサイトの活用 50

第3章 学校図書館の運営 —————51

1. 年間運営計画51
2. マニュアル・基準類55
3. 記録・統計57
- ▶コラム 開館時間や開館日などに関する取材協力者の意見 62

第4章 学校図書館利用のガイダンス	69
1. 学校図書館利用のガイダンス	69
2. ガイダンス実施のタイミング	72
第5章 資料・情報の提供	77
1. 貸出	77
2. 資料紹介	80
3. 資料相談	83
▶ パスファインダーなど	88
第6章 児童生徒への読書支援	94
1. 図書館行事	95
2. 読書推進活動	98
第7章 児童生徒への学習支援	103
1. 教科等の指導に関する支援	104
(1) 教科等における学校図書館活用の具体例	104
(2) 教員との打ち合わせ、授業に向けた準備、授業中の学校司書の役割	107
(3) 普段からの働きかけ、教員とのコミュニケーションなど	111
2. 特別活動の指導に関する支援（児童生徒の図書委員会以外）	114
3. 児童生徒の図書委員会の活動とその支援	118
4. 情報リテラシー（情報活用能力）の育成に関する支援	123
▶ コラム 部活動と学校図書館：読書部の事例	127
第8章 特別の支援を必要とする児童生徒に対する支援	130
1. 特別支援教育	130
2. 特別な支援が必要な児童生徒と学校図書館	132
3. 現場からの報告	137

(1) 特別支援学級の一例 138

(2) 東京都立墨東特別支援学校の取り組み：「おはなしの会 うさぎ」

139

学校司書をめざす人へ156

1. さらに学習するための文献紹介156

2. 学校司書になるには157

索引 161

第 1 章

学校図書館サービスの考え方と構造

1. 本書の守備範囲

一般に、図書館のサービス（図書館サービス）は、利用者に対する直接的なサービスであるパブリックサービス（利用者サービス、直接サービスとも）と、それを支えるテクニカルサービス（整理業務、間接サービスとも）とに分けられる。前者だけを指して図書館サービスと言う場合もある。前者の例として、図書館資料（以下、できる限り、本書では図書館資料を単に「資料」と表記する）の貸出（本書第5章1）、レファレンスサービス¹、図書館行事の開催（本書第6章1）などが挙げられる。後者には、選書、目録（タイトルや著者などを記録し、資料を検索できるようにするもの）や分類記号（本書第2章1）の付与、蔵書印の押印、図書ラベルの貼付^{ちょうふ（てんぷ）}などがある。

本書は科目「学校図書館サービス論」のテキストであるが、学校図書館のパブリックサービスを同科目は守備範囲にしている。もっと正確に言うと、レ

1 レファレンスサービスとは、「中・高校生が主役の小説で、2018年以降に刊行された、国語の教材としても使えそうなものはないだろうか」、「『アルプスの少女ハイジ』の原書（ドイツ語）を所蔵しているか」、「日本における最古の「広告」はどのようなものか」といった利用者からの質問に図書館員が回答するサービスである。科目「学校図書館情報サービス論」や「学習指導と学校図書館」で詳しく扱う。なお、学校司書のモデルカリキュラムでは、司書資格の科目「情報サービス論」または「情報サービス演習」と「学校図書館情報サービス論」を一定の条件下で読み替え可能としているため、実際の科目名は大学によって異なる可能性がある。

ファレンスサービスを中心とする情報サービスは科目「学校図書館情報サービス論」や「学習指導と学校図書館」で詳しく扱うので、学校図書館のパブリックサービスのうち、それ以外のものを本書で解説する。ただし、レファレンス協同データベースについては、記録・統計に関する話題として本書第3章3で、読書相談（本書では資料相談という表現を用いる）——辞書的には、レファレンスサービスとは区別されることが多い²——については本書第5章3で、それぞれ説明している。

本書はさらに、テクニカルサービスの一部も扱っているが（本書第2章4など）、学校司書のモデルカリキュラムに準じてそうしている。そうした内容を扱う場合も、できる限り、「利用」や「利用者」という視点から論じている。

モデルカリキュラムには「児童生徒に対する教育支援に関する科目」として3科目が設置されており、その中に「学習指導と学校図書館」（学習指導における学校図書館資料活用についての理解を図る科目）や「読書と豊かな人間性」（児童生徒の発達段階に応じた読書教育の理念と方法の理解を図る科目）がある。「学校図書館サービス論」の内容には、それら2科目でさらに詳しく扱うものもある。その意味で、「学校図書館サービス論」はモデルカリキュラムの中でパブリックサービスに関する概論的な位置にある、と考えることができる。なお、テクニカルサービスは科目「図書館情報資源概論」や「情報資源組織論」、「情報資源組織演習」で、それぞれ詳しく扱う。

筆者は別の著作で、図書館とはそもそも何を目的とする機関か、学校図書館の理念と教育的意義、それらに関する全国組織や国際組織の文書、学校図書館に関する法律や教育行政、学校図書館の経営、および学校図書館サービスを担うスタッフなどについて論じた。学校図書館サービスの背景を学ぶために、関

2 図書館用語辞典編集委員会編『最新図書館用語大辞典』柏書房、2004年、p. 370.
 日本図書館協会用語委員会編『図書館用語集』4訂版、日本図書館協会、2013年、p. 217.
 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編『図書館情報学用語辞典』第4版、丸善出版、2013年、p. 171.
 上記の辞典類に対し、読書相談をレファレンスサービスの一部に含める考え方もある。
 山本順一編著『学校経営と学校図書館』第2版、学文社、2008年、p. 133.

心のある読者はぜひ参照してほしい³。

2. 学校図書館サービスの多面性

本書の目次を見てほしい。本章ののち、学校図書館の環境整備、広報・PR活動、運営について見たうえで、資料・情報の提供や、利用者（児童生徒および教員）への種々の支援やかかわりについて述べる。公共図書館の専門的職員である、司書の資格取得のための科目「図書館サービス概論」の教科書の構成とあまり変わらないかもしれない。

ところが学校図書館サービスには、「これさえ押さえておけばサービスについて理解できるし、実践もしやすい」という原則がひとつだけあるのではない。そうではなく複数ある（公共図書館におけるサービスの理解や実践も一筋縄ではいかないが⁴）。

例えば、学校図書館は学校の中にある図書館である。図書館である以上、児童生徒の読書の自由やプライバシーは守られなくてはならない（ただし、本書第5章脚注2参照）。同時に、学校の一部である以上、児童生徒に対するサービスは単なるサービスでなく、指導でもある。有益だと判断する場合、児童生徒が要求するものに加えて、ほかの資料や情報を提供することもある。この点について、本書の取材協力者は次のように述べている。

私は学校司書になる前、公共図書館に勤務した経験もあります。学校図書館は、児童生徒への教育に寄与するという面がすごく大きいと感じています。「ご自由にお好きな本⁴をどうぞ」だけじゃないんです。学校司書は

3 後藤敏行『学校図書館の基礎と実際』樹村房、2018年、156p.

4 本、書物、書籍などの表現はほぼ同義であるが、図書館用語としては「図書」が用いられる場合が多い。

本書では原則として、取材時の口調や臨場感を再現するために、取材協力者の発言箇所では「本」を用いる。それ以外の箇所では「図書」を用いる。

図書館には雑誌や新聞など、図書以外のものもある。それらを総称する場合は「資料」を用いる。

教員ではないですが、「児童がより良く成長したり、より良く生きるために、彼ら・彼女らにかかわる大人として何ができるか」ということを考えながら仕事をしています。

公共図書館だと、日常業務でそこまでは求められません。あくまでも、利用者個人の主体的な意思で図書館を使いますよね。

でも学校では、「これぐらいの歳の児童に、これぐらいのことは身につけさせたい」ということも忘れてはいけません⁵。学校司書は、教育現場にいる人間なのだという自覚や、学習指導要領や児童生徒の発達段階について知識があることが必要だと思いますね。

児童の意思に寄り添うだけでなくって、彼ら・彼女らの成長のために、こちらからも、彼ら・彼女らが望んでいること以上のものを与えて底上げする、ということを意識しています。学校図書館で活動することによって成長できるっていうことを、児童は必ずしも意識しなくてよいですが、自然とそうなるように、と思っています。(相澤氏)

また、学校図書館の目的もそもそも単一ではなく、大きく分けて2つある。学校の教育課程の展開に寄与すること、および、児童生徒の健全な教養を育成することである(学校図書館法2条)。2つの目的を受けて、学校図書館は学習情報センターであり、読書センターであると表現されることが多い(本書第6章冒頭。ただし、目的が2つあると言っても、「両者は根本において離れるものでなく、図書館資料の上からも一線を引きえないものが多い⁶」という指摘にも留意しておきたい。また、最近の文献では、学習情報センターと読書センターの2分法ではなく、学校図書館は学習センターであり、情報センターであり、読書センターであるという、3分法で整理されることも多い)。

さらに、学習情報センター、および読書センターという位置づけのほかに、

5 この発言に関連して、筆者の別の著作で紹介した、「図書館教育全体計画」なども参照。後藤敏行『学校図書館の基礎と実際』樹村房、2018年、p. 57-63。

6 新井恒易「学校図書館法の解説」『新しく制定された重要教育法の解説』東洋館出版、1953年、p. 15。

「一時的に学級になじめない子供の居場所となり得る⁷⁾」ともされている。この点に関連する、本書の取材協力者の発言を以下に記す。

生徒たちは難しい年齢だと思いますが、あまり子どもっぽく扱わないとか、対等の人間として話をする気持ちでやっています。

私は先生ではないですし、親でもないです。もちろん「返却期限を過ぎたものは返さない」というようなことは言いますが、人間としてどっちが上とか、そういうスタンスで生徒と接してはいません。

学校図書館は先生方と違って、評価したり、何かにつけて駄目って言わないような場所だったりするから、生徒の息抜き場と言うか、居場所になっている面はあります。親にも先生にも言わないようなことを、生徒が私にポロッと話すこともあります。(清水氏)

図書館でもあり、学校の一部でもある。教育課程の展開に寄与することや、児童生徒の健全な教養を育成することが要請されている。さらに、居場所としての機能を求められることもある。もっと言えば、児童生徒と一口に言っても、小学1年生と高校3年生は多くの点で別物であり、発達段階に応じた対応が求められる。このように、複数の視点や役割が交差する場が学校図書館であることを前提に、そこで展開されるサービスを考える必要があるように思われる。

7 文部科学省『子供の読書活動の推進に関する基本的な計画』2018年，p. 23. http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/04/_icsFiles/afieldfile/2018/04/20/1403863_002_1.pdf，(参照 2018-07-08)。

後藤敏行『学校図書館の基礎と実際』樹村房，2018年，p. 88。

後藤敏行『図書館員をめざす人へ』勉誠出版，2016年，p. 138-140。

[著者紹介]

後藤敏行（ごとう・としゆき）

1977年宮城県仙台市生まれ

東北大学文学部 卒業

東北大学大学院文学研究科 博士課程前期 修了

筑波大学大学院図書館情報メディア研究科 博士後期課程 修了

博士（図書館情報学）

東北大学附属図書館（文部科学事務官，図書系職員），青森中央短期大学（専任講師）を経て，日本女子大学家政学部家政経済学科 准教授（2018年現在）

【主著】

『学校図書館の基礎と実際』（樹村房，2018年）

『図書館の法令と政策』（樹村房，2015年初版，2016年増補版）

『図書館員をめざす人へ』（勉誠出版，2016年）

その他，単著，共著，論文多数

学校図書館サービス論 現場からの報告

2018年11月9日 初版第1刷発行

〈検印省略〉

著 者 © 後 藤 敏 行

発 行 者 大 塚 栄 一

発 行 所 株式会社 樹村房
JUSONBO

〒112-0002

東京都文京区小石川5-11-7

電 話 03-3868-7321

F A X 03-6801-5202

振 替 00190-3-93169

<http://www.jusonbo.co.jp/>

印刷・製本 亜細亜印刷株式会社

ISBN978-4-88367-299-8 乱丁・落丁本は小社にてお取り替えいたします。